

【お知らせ】

「ストレスチェック制度」における労働基準監督署への 報告書の提出について

平成27年12月1日より施行された労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」において、提出が義務付けられている労働安全衛生規則、様式第6号の2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」（以下、「報告書」という。）は、OCRで読み取り可能な様式を平成28年3月下旬に公表する予定ですので、事業者の皆様には、提出にあたりまして、以下の点にご留意していただきますよう、お願いいたします。

労働基準監督署への報告書の提出に関する留意点

- (1) 報告書は、平成28年4月1日以降に提出するようお願いします。
- (2) その際には、下記URLに掲載される平成28年3月下旬に公表予定の報告書の様式を用いて提出していただくよう、お願いいたします。
(厚生労働省ホームページから出力、印刷した様式を使用願います。)

「厚生労働省ホームページ」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzenisei36/index.html

「厚生労働省 安全衛生関係様式」で検索下さい。

平成27年12月3日

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)

様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)
 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

8 | 0 | 5 | 0 | 1

労働者検査番号

対象年 7千 年分 検査実施年月 7千 年分

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号() 電話 ()

| | | | |
|---------------|---|--------------|----------------------|
| 検査を実施した者 | <input type="checkbox"/> 1: 事業場選任の産業医 <input type="checkbox"/> 2: 事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> 3: 外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士 | 在籍労働者数 | <input type="text"/> |
| 面接指導を実施した医師 | <input type="checkbox"/> 1: 事業場選任の産業医 <input type="checkbox"/> 2: 事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) <input type="checkbox"/> 3: 外部委託先の医師 | 検査を受けた労働者数 | <input type="text"/> |
| 集団ごとの分析の実施の有無 | <input type="checkbox"/> 1: 検査結果の集団ごとの分析を行った <input type="checkbox"/> 2: 検査結果の集団ごとの分析を行っていない | 面接指導を受けた労働者数 | <input type="text"/> |

折り返す場合は()の所を()に折り返すと

産業医 氏名 所属(産業医の名称及び所在地) 印

年 月 日 事業者職氏名 印 受付印

労働基準監督署長

常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、1 年以内ごとに 1 回、定期に、**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第 6 号の 2)**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則 52 条の 21)

報告項目

ストレスチェックを受けた労働者数。

面接指導を受けた労働者数。

検査を実施した者

1. 事業場選任の産業医

2. 事業場所属の医師、保健師、看護師・精神保健福祉士

3. 外部委託先の医師、保健師、看護師・精神保健福祉士

面接指導を実施した医師 1. 事業場選任の産業医

2. 事業場所属の医師、3. 外部委託先の医師

集団分析の実施の有無

ストレスチェック制度の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【厚生労働省ホームページ(改正労働安全衛生法)】

「安衛法 / 改正」 検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-ei/hou/

【厚生労働省ホームページ 改正労働安全衛生法のポイント(ストレスチェック制度関連)】

<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

「こころの耳」 検索

「改正労働安全衛生法のポイント」

当局のホームページにも簡易版等の詳細資料掲載しております。